

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

【1】ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★新型コロナ関係★

京都府新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://kyoto.stopcovid19.jp/>

には各日のPCR検査実施数と陽性者数が公表されています。

検査実施日と陽性判明日が同じ日でない場合が多いと思われるので、あくまで参考ですが、陽性者数／検査数の割合とその日以降7日間の移動平均を出してみました。

対象日	検査数	陽性者数	割合	移動平均	
3月27日	481	32	6.7%	-	
3月26日	893	20	2.2%	-	
3月25日	799	24	3.0%	-	
3月24日	1250	19	1.5%	-	
3月23日	1065	14	1.3%	-	
3月22日	733	11	1.5%	-	
3月21日	69	11	15.9%	2.5%	
3月20日	672	13	1.9%	2.0%	

3月19日	865	9	1.0%	1.9%
3月18日	793	11	1.4%	1.6%
3月17日	708	14	2.0%	1.7%
3月16日	956	9	0.9%	1.6%
3月15日	551	6	1.1%	1.6%
3月14日	52	6	11.5%	1.5%

(参考)

期間	移動平均
2/13 - 2/19	1.66%
2/6 - 2/12	2.12%
1/30 - 2/5	2.92%
1/23 - 1/29	4.67%

京都の緊急事態宣言が発出されたのが1/13、解除されたのが2/28です。
解除後も3/19までは移動平均で1%台をキープできていましたが、雲行きが怪しいですね。
3/27は単日で6.7%と心配な状況です。

◆ホームページの人気記事◆

当事務所のホームページでは皆様のお役立ち記事を随時更新しています。
その中から最近よく閲覧していただいているページをご紹介します。

【宇奈月温泉事件】

この記事、大変多くの方にアクセスしていただいております、当事務所のHPで常にトップクラスのPVがあります。

宇奈月温泉は、富山県の黒部溪谷にある温泉です。

かつて「桃原」と呼ばれた無人の台地でしたが、大正時代、黒部川の電源開発が始まって以降、黒蘆温泉からお湯を引いて、温泉を開く計画が進められました。

開湯は大正12年(1923年)。100年近くの歴史を誇る温泉です。黒蘆温泉からの引湯管は約7.5kmにも及び、透明度は日本一とも言われています。泉質はアルカリ性の単純泉、リウマチや運動機能障害、神経症などに効くそうです。

当時、宇奈月温泉は、周辺で鉄道事業を営むY社が経営していましたが、源泉から温泉街まで引湯管が通る土地の一部を、Y社はまだ買収しきれていませんでした。

これに目をつけたXは、引湯管がその一部（2坪ほどの土地）をかすめる土地を購入し、Y社に対し、次のように要求しました。

「Y社の引湯管が私の所有地を通っているのは、不法占拠に当たるので、撤去してください。」

「引湯管を撤去しないのであれば、周辺地（合計3000坪）を、総額2万円余（現在でいうと数千万円）で買い取ってください。」

賢い…！

さて、どうなったでしょうか。

<https://kyotosogo-law.com/accomodation-2/unazukionnsenn/>

【令和3年（2021年）3月1日施行の改正会社法の概要】

令和3年（2021年）3月1日から改正会社法が施行されました。

今回の改正は、

- ①濫用的な株主提案の制限措置
- ②取締役の報酬決定の透明化
- ③会社が役員費用や損失を補償等する制度
- ④社外取締役の義務化
- ⑤社債管理補助者の創設
- ⑥株式交付制度の創設

であり、実務への影響もそれなりに大きいものと思われます。

なお、株主への株主総会資料の電子提供については令和4年（2022年）度中に施行される見込みです。

3/1に施行された①～⑥の概要は…

<https://kyotosogo-law.com/post-3621/>

【業務中の事故により負傷したことが法人の責任であるとして提起された訴訟を解決した例】

介護施設において利用者が職員に暴力を振るい、職員が怪我しました。

労災申請を行い、職員に対し労災給付がなされましたが、暴力事件が発生したのは介護施設の責任であるとして、労災給付で補填されない損害について賠償を求める訴訟が提起されました。

これをどのように解決したかと言うと…

<https://kyotosogo-law.com/seminar1-2/>

【借りていない借用書に署名し、実印を押し、印鑑証明を提出してしまった例】

知人からある事業の共同経営を持ちかけられました。

当初は賛同していたものの、途中で事業内容に疑問を持ち、関係解消を決意してその旨伝えました。

すると、知人が第三者を連れて私の家に押しかけ、これまでの費用の清算を強く求めました。その態度に畏怖してしまった私は、私が知人から高額な金銭を借りたと明記された借用書に署名してしまい、実印を押し、印鑑証明書を提出してしまいました。

本当に怖かったです。どうにかならないのでしょうか・・・

https://kyotosogo-law.com/case20190513__trashed/

【管理費等の滞納者に対する弁護士費用の請求】

区分所有者が管理費及び修繕積立金（以下「管理費等」といいます。）を滞納しており、管理組合として支払いの督促などは行っているが、回収には至っていない。

未払管理費等を回収したいが、回収にかかる弁護士費用の点が心配です。

<https://kyotosogo-law.com/2275-2/>

【勤務中の事故の責任は誰が負うのか？】

従業員が勤務中に交通事故を起こしたり、何らかの事故で第三者に怪我を負わせてしまったりするケースを時々耳にします。

被害弁償は当然のことですが、被害者に賠償金を支払った従業員は、会社にその一部の負担を求めることはできるのでしょうか。

それとも全額自己負担となるのでしょうか。

この問題がようやく最高裁判所で決着しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=285>

当事務所ホームページはこちらです。

<https://kyotosogo-law.com/>

特にご相談の多い労務トラブル特化サイトはこちらです。

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

【株主総会】

そろそろ株主総会の準備ですね。

新型コロナ禍が収まる気配がみられない中、ハイブリッド型バーチャル株主総会は有力な選択肢です。

経済産業省が「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」を策定しました。

2020年6月の株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環としても実施ガイドの活用に注目が集まり、上場会社のうちハイブリッド「出席型」は9社、ハイブリッド「参加型」は113社で実施されたようです。

ハイブリッド型バーチャル株主総会の更なる浸透が期待されています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002.html>

◆労務◆

【テレワーク】

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインが公表されました。

ご相談の多い労働時間の柔軟な取扱いについて、

○ 労働基準法上の全ての労働時間制度でテレワークが実施可能。このため、テレワーク導入前に採用している労働時間制度を維持したまま、テレワークを行うことが可能。一方で、テレワークを実施しやすくするために労働時間制度を変更する場合には、各々の制度の導入要件に合わせて変更することが可能。

○ 通常の労働時間制度及び変形労働時間制においては、始業及び終業の時刻や所定労働時間をあらかじめ定める必要があるが、必ずしも一律の時間に労働する必要がないときには、テレワークを行う労働者ごとに自由度を認めることも考えられる。

○ フレックスタイム制は、労働者が始業及び終業の時刻を決定することができる制度であり、テレワークになじみやすい。

○ 事業場外みなし労働時間制は、労働者が事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定することが困難なときに適用される制度であり、テレワークにおいて一定程度自由な働き方をする労働者にとって、柔軟にテレワークを行うことが可能となる。（※ このほか、事業場外みなし労働時間制を適用するための要件について明確化）

と説明されています。

これをどのように活用するか、弁護士の腕の見せ所です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

【業務中に濃厚接触者と認定された場合の休業補償の取り扱い】

先月号でもお伝えしましたが、上記についてお問い合わせを受けることも多いため、弁護士伊山正和の見解をご紹介します。

結論：支払うべきである。

解説：まず、休業補償の場面にいう「使用者の責に帰すべき事由に当たらない」場合とは、いわゆる「不可抗力」といえる場合であると考えられています。

解釈上、ここにいう「不可抗力」といえるためには、

- ① その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

の2つの要件を満たすものでなければならぬと解釈するのが一般的で、厚労省もそのようにアナウンスしています。

したがって、「業務中」に濃厚接触者と認定されたことにより、休業させる場合には、①の要件を欠いており、休業補償を免れるべき場面ではないということになります。

【問題社員】

問題社員にお悩みの経営者の皆様、「類型別問題社員対応セミナー」を開催します。

4月22日：会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員
ぜひご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

労務トラブル特化サイトはこちら

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

◆知的財産◆

【音楽教室訴訟】

音楽教室事業者が、JASRAC に対し、「音楽教室における演奏については著作物使用にかかる請求権がない」ことの確認を求めた控訴審において、3/18、知的財産高等裁判所が判決を

言い渡しました。

- ・生徒の演奏には著作物使用料が発生しない。
- ・同じレッスンの中での教師の演奏には著作物使用料を支払う必要がある。

上告必至のこの事件、最高裁の判断が注目されます。

<https://music-growth.org/topics/210318.html>

知的財産権に関するご相談は、「知的財産チーム」が承ります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆広告・販売規制◆

【消費者庁の動向】

消費者庁の動きが活発です。

2021年3月は、12件の措置命令等がなされました。

措置命令等がなされますと、消費者庁HPに掲載されますので、レピュテーションリスクはかなりのものになります。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2020/

【「アハモでギガホ勧誘」は景表法違反？】

2021年3月26日からはじまったNTTドコモのahamo（アハモ）。

私も個人的に注目しており、これを機にプランを見直そうと考えていました。

そんな折、インターネットニュースで「ドコモに景表法違反との指摘」、「ドコモ、『アハモでギガホ勧誘』景表法違反か」という記事を目にしました。

どうやら、ドコモは、ドコモショップを営む携帯販売代理店に対し、アハモを前面に押し出して客を勧誘し、アハモではなく「ギガホ」に誘導するように指示をしていたようです。しかも、ドコモの内部資料では、この手法を「アハモフック」と呼んで、マニュアル化までしていたとのこと。

ニュース記事では、この手法が景表法違反ではないかと指摘されていました。

ここに出てきた「景表法」とはどのような法律でしょうか。

<https://kyotosogo-law.com/post-3674/>

【セミナー】

景品表示法対応実務セミナーを4月13日に実施します。

「打消し表示・二重価格表示」や「インターネット上の懸賞企画」の違反事例の何が問題だったのかを法律の基本的な考え方から遡って徹底的に解説いたします。

改善点考え方も示してみたいと思います。

ぜひご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-3502/>

◆下請法◆

下請法違反によりマツダ株式会社に勧告がなされました。

下請事業者に対し、提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」として、平成30年11月から令和元年10月までの間、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていたこと等が問題となりました。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210319.html>

下請法違反については、「下請法違反発見チェックシート」も有益です。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_checksheets.html

◆倒産情報◆

【帝国データバンク 倒産集計 2021年2月報】

- 倒産件数は442件（前年同月比30.3%減）と、2000年以降3番目の低水準
- 負債総額は777億4500万円（前年同月比17.1%増）と、7カ月ぶりの前年同月比増加
- 負債額最大の倒産は（株）樫出版社（東京都、民事再生）の負債約57億8800万円
- 業種別にみると、7業種中5業種で前年同月を下回った。なかでも建設業（72件、前年同月比32.7%減）は2020年5月に次ぐ過去2番目の低水準。小売業（82件、同46.1%減）は8カ月連続で減少し、飲食料品小売（15件）は家庭内消費需要の増加などで引き続き減少傾向。飲食店（28件）は2020年後半にかけての高止まり傾向から一転、3カ月連続の減少
- 主因別にみると、「不況型倒産」の合計は325件（前年同月比34.5%減）と、7カ月連続で前年同月を下回った。構成比は73.5%（同4.7ポイント減）を占める
- 負債規模別にみると、負債5000万円未満の倒産は275件（前年同月比31.9%減）、構成比は62.2%を占める
- 地域別にみると、全地域で前年同月比2ケタ減となった。2カ月連続での全地域減少は

2000年以降初。東北（8件、前年同月比61.9%減）は過去最少。関東（188件、同19.3%減）は7カ月連続の減少

- 人手不足倒産は5件（前年同月比70.6%減）発生、6カ月連続の前年同月比減少
 - 後継者難倒産は27件（前年同月比15.6%減）発生、5カ月連続の前年同月比減少
 - 返済猶予後倒産は37件（前年同月比2.8%増）発生、6カ月ぶりの前年同月比増加
- <https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2102.html>

【東京商工リサーチ 月次 全国企業倒産状況】

2021年2月度の全国企業倒産（負債額1,000万円以上）は、件数が446件（前年同月比31.4%減）、負債総額は674億9,000万円（同5.3%減）だった。

件数は、2020年7月から8カ月連続で前年同月を下回った。

8カ月連続の減少は、2015年4-11月以来、5年3カ月ぶり。

2月としては1972年以降の50年間で、1990年の448件を下回り、最少を記録した。

コロナ禍の支援策が、倒産の抑制に大きく働いている。

負債総額は、7カ月連続で前年同月を下回った。

2月度としては1972年以降の50年間で、1973年（442億4,600万円）に次ぐ、3番目に低い水準。

負債が減少したのは、負債10億円以上は15件（同14件）と1件増加したが、同100億円以上の倒産は6カ月ぶりに発生がなく（前年同月ゼロ）、同5億円以上10億円未満は17件（同26件）、同1億円以上5億円未満は81件（同116件）と、それぞれ減少したため。

一方、同1億円未満は333件（構成比74.6%、前年同月495件）と7割を超え、小規模倒産を主体とした推移に変化はない。

2月の「新型コロナウイルス」関連倒産は、114件発生した。

2020年10月の105件を超え、月間最多件数を更新した。

また、2020年2月から累計が1,010件と、1,000件を超えた。

<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202102.html>

【新型コロナウイルスにより影響を受けた事業者の倒産回避対策】

日弁連が、新型コロナウイルスで事業継続に不安を感じておられる経営者の方に向けて、破産以外の選択肢が様々あることをお伝えするため、倒産回避対策の動画を公開しました。

<https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/covidmov2.html>

再生や倒産は「再生・破産対策チーム」にご相談ください。

経営者保証ガイドラインの利用により経営者の破産を回避した実績もあります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

① リーガルサポート

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート

・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案

・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

② クレームガード

月額3万円から始められるクレームガード。

ライトプランでは、クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

③ 契約書サポートプラン

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【3】セミナー案内

弁護士の専門性を活かしたセミナーを実施しています。

① 景品表示法対応実務セミナー

- ・日 時：2021年4月13日（火）14:00-15:00
- ・講 師：弁護士野崎隆史
- ・会 場：京都ホテルオークラ
- ・概 要：最新の「打消し表示・二重価格表示」や「インターネット上の懸賞企画」の違反事例の何が問題だったのかを法律の基本的な考え方から遡って徹底的に解説いたします。
- ・参加費：3000円

<https://kyotosogo-law.com/post-3502/>

② 問題社員対応連続セミナー「会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員」

- ・日 時：2021年4月22日（木）14:00-15:00
- ・講 師：弁護士伊山正和
- ・会 場：京都ホテルオークラ
- ・概 要：会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員に絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。
- ・参加費：3000円

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.9 を発行しました。

- ・お客様は神様？クレーマーも神様？（弁護士野崎隆史）
- ・同一労働同一賃金のポイントは「バランス待遇」（弁護士伊山正和）
- ・意匠法の改正について（弁護士拾井美香）
- ・新メンバーのご紹介（弁護士竹内まい）
- ・年末の恒例行事（編集委員）

添付のPDFをご覧ください。

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021年3月号、いかがでしたでしょうか？

この時期、とにもかくにも阪神タイガースですね！

素晴らしい開幕を迎えました。

藤浪投手が6回のマウンドに立っていれば勝ちですよ。

佐藤外野手は見るだけで楽しい打者です。あのスウィング。気持ち良いですね。

そして、個人的に応援しているのは石井大智投手です。

昨年のドラフトで全体最後の74番目に選択された四国IL高知出身の23歳。

ミニ球児とも称されるストレート。

やや緊張が見られましたが、それも経験。

今後に期待です！

F1もホンダがラストイヤーにすごいPU（エンジンのようなもの）を持ってきてくれました！

ラストイヤーでもチャレンジングスピリットを忘れないホンダがますます好きになりました。

そして、今年はレッドブルもチーム名にホンダを正式に入れ、名実ともに「レッドブル・ホンダ」になりました。

そのホンダPUを駆ってマックス・フェルスタッペン選手が、開幕戦・バーレーンGPの予選で、メルセデスのルイス・ハミルトン選手を約0.4秒も上回るハイパーパフォーマンス。開幕戦予選でホンダがポールポジションを獲得するのは、あのアイルトン・セナ選手以来30年ぶりとのこと。

決勝では惜しくも約0.7秒差の2位となりましたが、素晴らしいバトルでした。

しかも、今年は角田裕毅選手のデビューイヤーです。

開幕戦で見事に9位となりポイントゲット。

ロス・ブラウン氏（F1モータースポーツ担当マネージングディレクター）も、「久々に登場した最高のルーキー」と称賛したようです。

今年はF1からも目が離せませんよ！

緊急事態宣言があけて新型コロナが急上昇しそうな雰囲気です。
マスク・手洗い・三密回避の基本を生活習慣化しましょう。

新型コロナ対策を謳った宣伝・広告に対して消費者庁が目光らせています。
ドコモがやらかしてしまったのは個人的に残念でした。
4/13 のセミナーでは、1 時間で景表法に対する基礎知識と対応策が一通りわかるような内容にする予定ですので、ご期待ください。

それでは皆様、またお会いしましょう。
(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。
ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com